資 料

DATA

資料 1 佐賀県の原子力年表

年　号	月	内　容
昭和40年 (1965年)	4	国は九州における原子力発電所立地の調査地点として東松浦郡玄海町値賀崎を決定
	9	県は国の委託により値賀崎地点の地質調査を開始
昭和41年 (1966年)	6	玄海町議会は原子力発電所の誘致を決議
	7	玄海町及び同町議会は県に対し発電所の誘致促進請願書を提出
	7	佐賀県議会は同請願書を採択
昭和42年 (1967年)	7	原子力発電所誘致促進期成会設立（唐津市、玄海町、鎮西町、呼子町、肥前町の町長、議長、及び経済団体等）
昭和43年 (1968年)	1	九州電力㈱より玄海町へ用地買収申し入れ
	6	九州電力㈱は、原子力発電所建設地点を値賀崎に正式決定
	10	佐賀県は原子力発電所設置促進対策協議会を設置
昭和45年 (1970年)	5	国は第52回電源開発調整審議会において電源開発基本計画に組み入れる
	12	国は九州電力㈱に対し、原子炉設置及び電気工作物変更を許可
昭和46年 (1971年)	3	玄海原子力発電所本館基礎掘削工事開始
昭和47年 (1972年)	7	佐賀県は周辺環境放射能調査を開始
	11	佐賀県、玄海町は九州電力㈱との間で「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を締結
	12	九州電力㈱は佐賀県及び玄海町へ玄海原子力発電所2号機の建設について申し入れ
昭和49年 (1974年)	4	佐賀県は温排水影響調査を開始
	6	佐賀県及び玄海町、玄海原子力発電所2号機の建設に同意
	6	佐賀県は玄海原子力発電所2号機の電源開発基本計画組み入れに同意
	7	国は第65回電源開発調整審議会において玄海原子力発電所2号機を電源開発基本計画に組み入れる
	12	佐賀県原子力防災計画を作成
	12	原子力発電所の安全確保に関する協定に基づく覚書を交換
昭和50年 (1975年)	1	第1回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	1	玄海原子力発電所1号機初臨界

年　号	月	内　容
昭和50年 (1975年)	6	玄海原子力発電所1号機試運転中、A－蒸気発生器内に残置された鋼製巻尺により細管が損傷、調査のため原子炉停止
	7	第2回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	佐賀県は経済部工鉱課に原子力対策室を設置
	8	第3回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	10	玄海原子力発電所1号機営業運転開始
昭和51年 (1976年)	1	国は九州電力㈱に対し、玄海原子力発電所2号機の原子炉設置変更及び電気工作物変更を許可
	3	玄海原子力発電所1号機化学体積制御系ベント弁誤操作のため微量の放射性物質を放出
	4	第4回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	玄海原子力発電所2号機本館基礎掘削工事開始
	7	佐賀県は公害センターに環境放射線監視テレメータシステムを設置
昭和52年 (1977年)	3	国は唐津市に佐賀原子力連絡調整官事務所を開設
	5	第5回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
昭和53年 (1978年)	1	第6回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	第7回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	12	九州電力㈱は、佐賀県及び玄海町へ玄海原子力発電所３・４号機の増設について申し入れ
昭和54年 (1979年)	1	第8回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所1号機定期検査中に制御棒クラスタ案内管たわみピンの損傷発見
	4	第9回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	佐賀県防災会議に原子力防災対策部会を設置
	8	国は玄海原子力発電所の特別保安監査を実施
	8	国はスリー・マイル島原子力発電所事故に関連して、原子力発電所の安全性に係る説明会を実施（7日玄海町、8日佐賀市、9日佐賀市）
	8	原子力防災対策部会開催
	8	国は運転管理専門官を派遣
	12	玄海原子力発電所1号機微小な異物混入による加圧器逃し弁シート漏れ発生のため原子炉停止
昭和55年 (1980年)	2	第10回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	4	国は唐津市に玄海運転管理専門官事務所を開設

年　号	月	内　容
昭和55年 (1980年)	5	第11回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	5	玄海原子力発電所2号機初臨界
	11	中央防災会議決定に基づき、佐賀県原子力防災計画を全面修正
昭和56年 (1981年)	3	玄海原子力発電所2号機、試運転中2次側給水制御弁の弁開度調整装置の不調のため原子炉停止
	3	第12回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所2号機営業運転開始
	4	九州電力㈱は国に対し、玄海原子力発電所（3・4号機）環境影響調査書を提出（佐賀県等へ写の送付）
	4	九州電力㈱は環境影響調査書を地元縦覧
	4	九州電力㈱は環境影響調査書の地元説明会を開催
	4	第13回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管233本の損傷を発見
	9	九州電力㈱は国に対し、「玄海原子力発電所（3・4号機）環境影響調査書の地元公開・周知等の報告について」を提出（佐賀県等へ写の送付）
昭和57年 (1982年)	2	第14回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	4	玄海原子力発電所2号機定期検査中の発電再開後、所内変圧器保護継電器動作のため自動停止
	6	第15回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	国は唐津市にて玄海原子力発電所3・4号機に関する第1次公開ヒアリングを開催
	9	佐賀県及び玄海町は玄海原子力発電所3・4号機の増設に同意
	9	国は第89回電源開発調整審議会において玄海原子力発電所3・4号機を電源開発基本計画に組み入れる
	10	第16回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	12	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管176本の損傷を発見
昭和58年 **(1983年)**	5	第17回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	玄海原子力発電所1号機、雷撃により自動停止し、点検中に加圧器逃し弁のシート漏れ発見
昭和59年 **(1984年)**	2	第18回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管120本の損傷を発見
	5	第19回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催

年　号	月	内　容
昭和59年 (1984年)	6	原子力安全委員会は唐津市にて玄海原子力発電所3・4号機に関する第2次公開ヒアリングを開催
	6	佐賀県は玄海町とともに九州電力㈱との間で「玄海原子力発電所3・4号機建設協定」を締結
	10	国は九州電力㈱に対し、玄海原子力発電所3・4号機の原子炉設置変更及び電気工作物変更を許可
昭和60年 (1985年)	2	第20回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所1号機定格出力運転中所内電源母線短絡のために自動停止
	5	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管288本の損傷を発見
	6	第21回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	玄海原子力発電所3・4号機着工
昭和61年 (1986年)	2	第22回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	第23回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管466本の損傷を発見
	10	玄海原子力発電所1号機定期検査中、余熱除去ポンプ主軸の折損を発見
昭和62年 (1987年)	2	玄海原子力発電所2号機定期検査中、燃料集合体リーフスプリング止め金具の脱落を発見
	2	第24回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	第25回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	12	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管447本の損傷を発見
	12	「原子力発電所の安全確保に関する協定書」の一部変更 （教育訓練の徹底、原子炉停止時の取扱いの明確化等）
昭和63年 (1988年)	2	第26回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	玄海原子力発電所1号機定格出力運転中、余熱除去系配管破損による1次冷却水漏洩により原子炉停止
	6	第27回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
平成元年 (1989年1月8日～)	2	第28回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	4	佐賀県は原子力対策室を保健環境部環境保全課に移設し、原子力安全対策室と改称
	4	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管410本の損傷を発見
	6	佐賀県原子力防災計画を一部修正（単位の変更等）

年　号	月	内　容
平成元年 (1989年1月8日～)	7	「原子力発電所の安全確保に関する協定書」の一部変更、異常時の連絡先として周辺市町（唐津市、肥前町、鎮西町、呼子町）を追加
	7	第29回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	10	玄海原子力発電所2号機定期検査中、非常用ディーゼル発電機の試運転を実施したところ、過電流リレーが動作し、当該発電機が自動停止
平成2年 (1990年)	2	第30回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	第31回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管294本の損傷を発見
平成3年 (1991年)	2	第32回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	九州電力㈱は玄海原子力発電所1号機蒸気発生器の取替計画について佐賀県及び玄海町に申入れ 第33回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
平成4年 (1992年)	1	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管163本の損傷を発見
	2	第34回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	第35回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	佐賀県及び玄海町は玄海原子力発電所1号機蒸気発生器取替計画を了承
	8	第36回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
平成5年 (1993年)	4	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器細管75本の損傷を発見
	5	玄海原子力発電所3号機初臨界
	6	第37回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	玄海原子力発電所3号機試運転開始
	9	玄海原子力発電所3号機タービン軸振動のため手動停止
平成6年 (1994年)	2	第38回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所3号機営業運転開始
	5	第39回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	5	玄海原子力発電所1号機第15回定期検査開始 （＊蒸気発生器取替工事実施） （H6.5.22 ～H6.11.29）
	8	第40回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
平成7年 (1995年)	7	第41回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催

年　号	月	内　容
平成8年 (1996年)	2	第42回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	第43回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	10	玄海原子力発電所4号機初臨界
	11	玄海原子力発電所4号機試運転開始
平成9年 (1997年)	2	第44回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所1号機定格出力運転中、復水器細管損傷のため出力低下（50%）
	7	第45回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	玄海原子力発電所4号機営業運転開始
	9	玄海原子力発電所2号機定期検査中、蒸気発生器細管39本の損傷を発見
平成10年 (1998年)	2	第46回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	「原子力発電所の安全確保に関する協定書」及びこれに基づく覚書の一部変更（原子炉施設の変更を事前了解事項とする等）
	6	第47回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	11	玄海原子力発電所2号機定期検査中、蒸気発生器細管68本の損傷を発見
平成11年 (1999年)	1	玄海原子力発電所3号機定期検査中、燃料集合体1体にピンホールを発見
	1	玄海原子力発電所1号機定格出力運転中、1次冷却材ポンプ封水戻り流量漸増のため原子炉手動停止
	2	九州電力㈱は玄海原子力発電所2号機蒸気発生器の取替及び1・2号機の原子炉容器上部ふた取替等について佐賀県及び玄海町に事前了解願いを提出
	2	第48回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	第49回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	玄海原子力発電所1号機定格出力運転中、復水器細管損傷のため出力低下（50%）
	12	佐賀県及び玄海町は玄海原子力発電所2号機蒸気発生器取替及び1・2号機原子炉容器上部ふた取替等を了解
平成12年 (2000年)	2	第50回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所2号機定期検査中、蒸気発生器細管79本の損傷を発見
	3	玄海エネルギーパーク、オープン
	4	国は、唐津市に玄海原子力保安検査官事務所を設置
	7	第51回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催

年　号	月	内　容
平成13年 (2001年)	2	第52回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所1号機第20回定期検査開始 (＊原子炉容器上部ふた、復水器細管、中央計装盤、主変圧器等取替工事実施)(H13.3.6～H13.9.14)
	3	玄海原子力発電所2号機第16回定期検査開始 (＊蒸気発生器、原子炉容器上部ふた、復水器細管、中央計装盤取替工事実施)(H13.3.16～H13.10.16)
	7	第53回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	玄海1号機復水器の除貝装置点検清掃のため半出力運転
平成14年 (2002年)	2	第54回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所1号機定格熱出カー定運転開始（H14.3.20）
	3	玄海原子力発電所2号機定格熱出カー定運転開始（H14.3.22）
	4	緊急事態応急対策拠点施設「佐賀県オフサイトセンター」が唐津市西浜町に建設され運用開始
	7	第55回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	10	九州電力㈱は玄海原子力発電所における気体及び液体廃棄物処理設備等の変更について佐賀県及び玄海町に事前了解願いを提出
	11	玄海原子力発電所4号機定格熱出カー定運転開始（H14.11.12）
平成15年 (2003年)	2	第56回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	玄海原子力発電所3号機定格熱出カー定運転開始（H15.3.7）
	7	佐賀県及び玄海町は玄海原子力発電所における気体及び液体廃棄物処理設備等の変更について了解
	7	第57回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機及び2号機における高燃焼度燃料の使用及び炉内構造物の取替えについて佐賀県及び玄海町に事前了解願いを提出
	12	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機の高経年化対策に関する技術評価及び長期保全計画に関する報告書を国に提出
平成16年 (2004年)	2	第58回佐賀県原子力環境安全連絡協議会を開催
	3	原子力安全・保安院は、玄海原子力発電所1号機の高経年化対策に関する技術評価及び長期保全計画について、特段の問題はないとする評価結果を公表
	4	九州電力㈱は、2010年までに玄海原子力発電所3号機でプルサーマル計画を実施することを決定

年　号	月	内　容
平成16年 (2004年)	5	第59回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催（経済産業省及び九州電力㈱から、各々、エネルギー政策、核燃料サイクル並びにプルサーマル計画について説明）
	5	九州電力㈱は、玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画について、佐賀県及び玄海町に事前了解願いを提出
	7	佐賀県及び玄海町は玄海原子力発電所1号機及び2号機における高燃焼度燃料の使用及び炉内構造物の取替えについて事前了解
	7	第60回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	玄海原子力発電所4号機の発電機冷却用水素ガス補給量の増加が認められ、点検・調査のため手動停止
	10	九州電力㈱は、玄海原子力発電所から青森県六ヶ所村の日本原燃㈱の使用済燃料受入貯蔵施設へ使用済燃料70体を搬出
	12	九州電力㈱は、玄海原子力発電所から青森県六ヶ所村の日本原燃㈱の使用済燃料受入貯蔵施設へ使用済燃料56体を搬出
平成17年 (2005年)	2	玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画について、経済産業省の一次審査が終了し、原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問 玄海町において九州電力㈱がプルサーマル公開討論会を開催
	3	第61回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	第62回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	玄海原子力発電所2号機定期検査中、運転中に漏えいが発生した燃料集合体1本を確認
	8	原子力安全委員会は経済産業大臣に対し、玄海3号機のプルサーマル計画に係る答申
	8	原子力委員会は経済産業大臣に対し、玄海3号機のプルサーマル計画に係る答申
	9	経済産業大臣は、九州電力玄海3号機のプルサーマル計画に係る原子炉設置変更を許可
	9	第63回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	10	玄海町において、国（経済産業省）はプルサーマルシンポジウムを開催
	12	唐津市において県主催のプルサーマル公開討論会を開催
平成18年 (2006年)	2	佐賀県は、玄海原子力発電所3号機プルサーマル計画の安全性について取りまとめ公表
	2	玄海町議会「原子力対策特別委員会」で、安全性についての佐賀県の考えを説明
	2	唐津市議会「プルサーマルに係る特別委員会」で、安全性についての佐賀県の考えを説明

年　号	月	内　容
平成18年 (2006年)	2	佐賀県議会「エネルギー問題研究会」で安全性についての佐賀県の考えを説明
	2	玄海町長が古川知事に、玄海原子力発電所3号機プルサーマル計画について事前了解する意向を表明
	3	佐賀県議会は、「プルサーマル計画事前了解について安全性と透明性・情報公開の確保を求める決議」を可決
	3	玄海町において、二階俊博経済産業大臣と古川知事、寺田玄海町長等が会談
	3	佐賀県は唐津市と「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」を交換
	3	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所3号機プルサーマル計画について事前了解
	3	第64回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	第65回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	九州電力㈱は三菱重工業㈱とMOX燃料供給契約を締結
	11	資源エネルギー庁が唐津市で「エネルギー説明会in佐賀」(原子力立国計画の説明会）を開催
	11	玄海原子力発電所4号機調整運転中、加圧器逃がし弁の出口温度が上昇傾向のため、原子炉を手動停止
	12	玄海原子力発電所2号機定期検査中・運転中に漏えいが発生した燃料集合体1本を確認
平成19年 (2007年)	1	玄海原子力発電所2号機定期検査中、余剰抽出系配管にひび割れを発見
	1	「玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの賛否に関する県民投票条例」の制定を求める請求を受理（有効署名数49,609名）
	1	臨時県議会開会
	2	佐賀県議会は、玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画の受け入れの賛否に関する県民投票条例について、及び玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画の受け入れの賛否に関する県民投票条例（案）に対する修正（案）の2議案について否決
	3	第66回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	7	玄海町において、古川知事が甘利明経済産業大臣に「新潟県中越沖地震に係る原子力発電所の安全確保に関する意見書」を提出
	8	第67回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	九州電力㈱は国に、MOX燃料製造に係る輸入燃料体検査申請書を提出
	9	玄海原子力発電所1号機運転中、放射線監視盤が故障

年　号	月	内　容
平成20年 (2008年)	1	玄海原子力発電所1号機定期検査中、蒸気発生器入口管台溶接部に損傷を確認
	2	第68回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	九州電力㈱は国に玄海3号機の主要設備の耐震安全性評価結果（中間報告）を提出
	4	佐賀県は、原子力安全対策室を原子力安全対策課に変更
	6	玄海原子力発電所4号機運転中、発電機の自動停止により、原子炉自動停止
	7	第69回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	九州電力㈱は国に、第2回目MOX燃料製造に係る輸入燃料体検査申請書を提出
	9	玄海原子力発電所1号機運転中、原子炉補機冷却水冷却器における海水流量低下（LCO逸脱）
平成21年 (2009年)	1	九州電力㈱は玄海原子力発電所3号機で使用するMOX燃料輸送の事前了解願いを佐賀県と玄海町に提出
	2	第70回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	2	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所3号機で使用するMOX燃料輸送について事前了解
	3	玄海原子力発電所3号機で使用するMOX燃料を積載した運搬船がフランスを出発
	3	九州電力㈱は国に玄海1～4号機の主要設備の耐震安全性評価結果（中間報告）を提出
	5	玄海原子力発電所3号機で使用するMOX燃料を積載した運搬船が発電所に到着
	6	九州電力㈱は国に玄海3、4号機の耐震安全性評価結果（最終報告）を提出
	7	国は、九州電力㈱にMOX燃料に係る輸入燃料体検査合格書を交付
	8	第71回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	12	玄海原子力発電所3号機は第12回定期検査を完了、MOX燃料の使用を開始
平成22年 (2010年)	1	第72回原子力環境安全連絡協議会開催
	2	九州電力㈱は、玄海原子力発電所における使用済燃料貯蔵設備の増強等の原子炉施設の変更について、佐賀県及び玄海町へ事前了解願いを提出 国（経済産業省）へは、原子炉設置変更許可申請書を提出
	4	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所3号機で使用するMOX燃料の輸送計画について事前了解
	6	玄海原子力発電所3号機で使用するMOX燃料（20体）を積載した運搬船が玄海原子力発電所に到着

年　号	月	内　容
平成22年 (2010年)	7	第73回原子力環境安全連絡協議会開催
	11	九州電力㈱は、国へ原子炉設置変更許可申請の一部を補正
	12	国（経済産業省）は、玄海原子力発電所の使用済燃料貯蔵設備の増強等について、原子力委員会及び原子力安全委員会へ諮問
	12	運転中の玄海原子力発電所3号機で、1次冷却材中のよう素濃度が上昇傾向となったため、計画を前倒しして第13回定期検査を開始
平成23年 (2011年)	1	玄海原子力発電所3号機第13回定期検査において、運転中に漏えいのあった燃料集合体1体を特定（通常ウラン燃料からの漏えい）
	2	第74回原子力環境安全連絡協議会開催
	3	原子力委員会及び原子力安全委員会は、玄海原子力発電所の使用済燃料貯蔵設備の増強等について経済産業省へ答申
	3	東北地方太平洋沖地震に伴い、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故発生
	3	九州電力㈱代表取締役副社長が古川知事に対し、福島第一原子力発電所事故の状況と、それを踏まえた玄海原子力発電所の対応状況について報告
	3	九州電力㈱が、定期検査中の玄海原子力発電所2号機、3号機の発電再開の延期を発表
	4	九州電力㈱が福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況について、国に報告書を提出
	4	佐賀県は、国（経済産業省）に「原子力発電の安全確保及び今後のエネルギー政策のあり方に関する要請書」を提出
	5	国（原子力安全・保安院）は、佐賀県に対して玄海原子力発電所の緊急安全対策に係る確認結果を説明
	6	国（経済産業省）は、放送フォーラムin佐賀県「しっかり聞きたい、玄海原発」～玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組～を放送
	6	古川知事が県庁で海江田経済産業大臣と会談
	7	玄海町は玄海原子力発電所2号機、3号機の再稼働について同意
	7	菅首相が発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の導入を公表したことにより、玄海町は玄海原子力発電所2号機、3号機の再稼働の同意を撤回
	7	佐賀県が、多久市中央公民館にて、「玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民フォーラム」を開催
	7	九州電力㈱は玄海原子力発電所2号機の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の一次評価結果を国へ報告
	10	玄海原子力発電所4号機、復水器真空低下に伴う自動停止
	12	玄海原子力発電所3号機のC充てんポンプ主軸が折損

年　号	月	内　容
平成24年 (2012年)	2	第75回原子力環境安全連絡協議会開催
	5	九州電力㈱玄海原子力発電所4号機の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の一次評価結果を国へ報告
	5	九州電力㈱玄海原子力発電所3号機の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の一次評価結果を国へ報告
	6	九州電力㈱玄海原子力発電所雑固体溶融処理建屋において火災が発生
	8	第76回原子力環境安全連絡協議会開催
	8	九州電力㈱玄海原子力発電所1号機の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の一次評価結果を国へ報告
	10	唐津市は九州電力㈱と「唐津市域の安全確保に関する協定」を締結
平成25年 (2013年)	2	第77回原子力環境安全連絡協議会開催
	7	九州電力㈱は、国に玄海原子力発電所3号機、4号機に係る新規制基準への適合性確認のための書類（原子炉設置変更許可申請書等）を提出
	8	佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町は九州電力㈱と「佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定」を締結
	9	原子力規制委員会が、玄海原子力発電所3号機、4号機の新規制基準適合性審査に関する現地調査を実施
平成26年 (2014年)	3	第78回原子力環境安全連絡協議会書面開催
	10	玄海原子力発電所3、4号機補助建屋内第1放射化学室において火災が発生
	10	第79回原子力環境安全連絡協議会書面開催
平成27年 (2015年)	3	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機の運転終了を決定
	3	第80回原子力環境安全連絡協議会書面開催
	4	玄海原子力発電所1号機運転終了
	9	第81回原子力環境安全連絡協議会書面開催
	11	「原子力発電所の安全確保に関する協定書」及びこれに基づく覚書の一部変更（廃止措置を事前了解の対象とする等）
	12	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機の廃止措置に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、廃止措置計画認可申請書を提出
平成28年 (2016年)	1	第82回原子力環境安全連絡協議会開催

年　号	月	内　容
平成28年 (2016年)	2	佐賀県は、伊万里市との間で「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と伊万里市の覚書」を交換
		伊万里市と九州電力㈱は「伊万里市民の安全確保に関する協定書」を締結
	8	第83回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	原子力規制委員会が、玄海原子力発電所3・4号機の新規制基準適合性審査に関する現地調査を実施
	11	原子力規制委員会が、玄海原子力発電所3・4号機の新規制基準適合性審査に関する審査書案を公表し、パブリックコメントを実施
	12	玄海原子力発電所構内において建設機械の火災が発生
	12	第1回玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会開催
	12	第1回佐賀県原子力安全専門部会開催
平成29年 (2017年)	1	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3・4号機の原子炉設置変更を許可
	1	第2回佐賀県原子力安全専門部会開催
	1	第3回佐賀県原子力安全専門部会開催
	1	政府は、玄海3、4号機の再稼働に関する政府方針を佐賀県へ説明、文書提出
	2	第4回佐賀県原子力安全専門部会開催
	2	第2回玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会開催
	2	第5回佐賀県原子力安全専門部会開催
	2	唐津市、武雄市、佐賀市、伊万里市において県主催の「玄海原子力発電所に関する県民説明会」を開催
	3	鳥栖市において県主催の「玄海原子力発電所に関する県民説明会」を開催
	3	岸本玄海町長は、玄海3、4号機の再稼働に「理解」を表明
	3	第3回玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会開催
	3	第6回佐賀県原子力安全専門部会開催
	4	山本原子力防災担当大臣が来県、山口知事と面談
	4	佐賀県議会が、「九州電力玄海原子力発電所3、4号機の再稼働に関する決議」を可決
	4	原子力規制委員会は玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画を認可及び玄海原子力発電所の保安規定の変更を認可
	4	世耕経済産業大臣が来県、山口知事と面談
	4	山口知事が、玄海原子力発電所3、4号機の再稼働については、「原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ現状においてはやむを得ない」との判断を公表
	7	佐賀県及び玄海町は玄海原子力発電所1号機の廃止措置について事前了解
	7	玄海原子力発電所1号機の廃止措置作業開始
	7	第84回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	原子力規制委員会は、玄海3号機の工事計画を認可

年　号	月	内　容
平成29年 (2017年)	8	九州電力㈱は、原子力規制委員会へ玄海3号機の使用前検査を申請
	9	原子力規制委員会は、玄海4号機の工事計画及び保安規定の変更を認可
	9	九州電力㈱は、原子力規制委員会へ玄海4号機の使用前検査を申請
	12	九州電力㈱は、玄海原子力発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設の設置に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、原子炉設置変更許可申請書を提出
平成30年 (2018年)	1	第85回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	2	原子力規制委員会更田委員長らが玄海原子力発電所を視察、地元関係者（知事ほか）と意見交換
	3	玄海原子力発電所3号機再稼働
	3	玄海原子力発電所3号機で脱気器空気抜き管からの蒸気漏えいが発生し、点検のため発電を停止
	4	玄海原子力発電所3号機蒸気漏れに関する専門家の意見聴取会開催
	4	玄海原子力発電所3号機発電再開
	5	玄海原子力発電所4号機1次冷却材ポンプのNo.2シールリークオフ流量の増加
	5	玄海原子力発電所3号機通常運転復帰
	5	第86回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	6	玄海原子力発電所4号機再稼働
	7	玄海原子力発電所4号機通常運転復帰
	9	玄海原子力発電所廃棄物処理建屋において発煙の確認
平成31年 (～2019年4月30日)	1	九州電力㈱は、玄海原子力発電所の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更等及び乾式貯蔵施設の設置について、佐賀県及び玄海町に事前了解願い（補正含む）を提出 国（原子力規制委員会）へは、原子炉設置変更許可申請書（補正含む）を提出
	1	第87回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	九州電力㈱は、玄海原子力発電所の原子炉安全保護計装盤等の更新及び常設直流電源設備（3系統目）の設置について、佐賀県及び玄海町に事前了解願いを提出 国（原子力規制委員会）へは、原子炉設置変更許可申請書を提出
	4	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設 の設置に係る原子炉設置変更を許可
	4	玄海原子力発電所2号機が運転終了
令和元年 (2019年5月1日～)	6	第7回佐賀県原子力安全専門部会開催（特定重大事故等対処施設の設置）
	6	玄海原子力発電所3号機「制御棒クラスタ検査」におけるプラギングデバイスの変形

年　号	月	内　容
令和元年 (2019年5月1日～)	7	玄海町は、玄海原子力発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設の設置について事前了解
	7	第88回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	佐賀県は、玄海原子力発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設の設置について事前了解
	9	九州電力㈱は、玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画及び1号機の廃止措置 計画変更に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、廃止措置計画認可申請書及び廃止措置計画変更認可申請書を提出
	9	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3、4号機の原子炉安全保護計装盤等 の更新に係る原子炉設置変更を許可
	11	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更 等に係る原子炉設置変更を許可
	12	玄海原子力発電所内の玄海変電所において火災が発生
	12	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3、4号機の常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る原子炉設置変更を許可
令和2年 (2020年)	1	第89回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画及び1号機の廃止措置計画変更を認可
	3	第8回佐賀県原子力安全専門部会開催（使用済燃料貯蔵施設の貯蔵能力変更等）
	3	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所3、4号機の原子炉安全保護計装盤等の更新について事前了解
	4	九州電力㈱は、玄海原子力発電所における気体廃棄物の放出量の誤りを確認、公表
	6	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画及び1号機の廃止措置計画変更について事前了解
	6	玄海原子力発電所2号機の廃止措置作業開始
	8	第90回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力 変更等及び玄海原子力発電所3、4号機の常設直流電源設備（3系統目）の設置について事前了解
	9	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、廃止措置計画変更認可申請書を提出
	9	玄海原子力発電所3号機の屋外に設置した仮設電源盤に接続された仮設電源ケーブルの火災が発生

年　号	月	内　容
令和3年 (2021年)	1	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画変更について事前了解
	1	第91回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	4	九州電力㈱は、標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴い、玄海原子力発電所の基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会に提出
	4	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更を許可
	7	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所の基準地震動の変更が不要であるとは認められないと判断、九州電力㈱に通知
	7	第9回佐賀県原子力安全専門部会開催（使用済燃料乾式貯蔵施設の設置）
	8	第92回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	玄海原子力発電所2号機の計算機室の空調設備内部に焦げ跡を確認
	8	九州電力㈱は、原子力規制委員会に、玄海原子力発電所の基準地震動の追加（Ss-6）に係る原子炉設置変更許可申請書を提出
	9	玄海町は、玄海原子力発電所使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について事前了解
	11	玄海原子力発電所特定重大事故等対処施設の工事現場において火災が発生 佐賀県は、九州電力㈱に対し、トラブルが続いている原因を根本から幅広く検証することを要請
	11	運転中の玄海原子力発電所3号機で、１次冷却材中の放射性よう素濃度が上昇傾向となったため、よう素濃度の監視を強化
	12	玄海原子力発電所緊急時対策棟の工事現場において作業員が負傷
令和4年 (2022年)	1	第93回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	2	九州電力㈱は、佐賀県に対し、火災等の事案を根本から幅広く検証した結果を報告
	3	佐賀県は、玄海原子力発電所使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について事前了解
	5	玄海原子力発電所3号機の安全保護計装盤の更新が完了
	8	第94回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	11	玄海原子力発電所3号機の常設直流電源設備（3系統目）の設置が完了
	12	玄海原子力発電所3号機の特定重大事故等対処施設の設置が完了
	12	玄海原子力発電所4号機の安全保護計装盤の設置が完了
	12	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更並びに玄海原子力発電所4号機の高燃焼度燃料導入に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、廃止措置計画変更認可申請書及び原子炉設置変更許可申請書を提出

年　号	月	内　容
令和5年 (2023年)	2	第95回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	2	玄海原子力発電所4号機の特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）の設置が完了
	3	九州電力㈱は、原子力規制委員会に、玄海原子力発電所3号機の30年超運転に係る高経年化技術評価について保安規定変更認可申請書を提出
	7	原子力規制委員会山中委員長らが玄海原子力発電所を視察、地元関係者（知事ほか）と意見交換
	8	第96回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所1、2号機の廃止措置計画の変更を認可
	11	佐賀県及び玄海町は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更について事前了解
令和6年 (2024年)	1	玄海原子力発電所3号機第17回定期検査において、原子炉容器上部ふたの取替えを実施
	1	第97回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	2	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所の基準地震動の変更に係る原子炉設置変更を許可
	3	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3号機の高経年化技術評価に係る保安規定変更を認可
	3	玄海原子力発電所3号機は、運転開始から30年を経過
	7	九州電力㈱は、原子力規制委員会に玄海原子力発電所の基準津波の変更に係る原子炉設置変更許可申請書を提出
	8	第98回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	九州電力㈱は、30年超運転に係る制度改正に対応するため、原子力規制委員会に、玄海原子力発電所3号機の長期施設管理計画認可申請書を提出
	10	玄海原子力発電所事故時の指揮所、緊急時対策棟の設置が完了（事故時の指揮所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟へ移行）
	11	玄海原子力発電所3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事が完了
令和7年 (2025年)	1	九州電力㈱は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、廃止措置計画変更認可申請書を提出
	2	第99回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	3	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3号機の30年超運転に係る長期施設管理計画を認可
	5	定期検査中の玄海原子力発電所3号機において作業員の微量の放射性物質の体内への取り込みが発生

年　号	月	内　容
令和7年 (2025年)	6	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所4号機の高燃焼度燃料導入に係る原子炉設置変更を許可
	7	玄海原子力発電所構内において、小型無人飛行機（ドローン）と思われる3つの光が確認される事案が発生
	7	第100回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	8	九州電力㈱は、原子力規制委員会に、玄海原子力発電所の基準地震動の追加（Ss-7）に係る原子炉設置変更許可申請書の補正書を提出
	9	九州電力㈱は、玄海原子力発電所3、4号機の主変圧器及び所内変圧器更新に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出 国（原子力規制委員会）へは、原子炉設置変更許可申請書を提出
令和8年 (2026年)	1	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更を認可
	1	第101回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	2	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所3、4号機の主変圧器及び所内変圧器更新に係る原子炉設置変更を許可
	3	佐賀県は、玄海原子力発電所4号機の高燃焼度燃料の導入について事前了解
	3	玄海町は、玄海原子力発電所4号機の高燃焼度燃料の導入、玄海原子力発電所１号機及び２号機の廃止措置計画の変更並びに玄海原子力発電所3、4号機の主変圧器及び所内変圧器の更新について事前了解
	4	佐賀県は、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の変更並びに玄海原子力発電所3、4号機の主変圧器及び所内変圧器の更新について事前了解
	4	玄海原子力発電所1号機及び2号機の第2段階の廃止措置作業を開始
	7	九州電力㈱は、玄海原子力発電所4号機の30年超運転に係る長期施設管理計画認可申請書を提出
	8	第102回佐賀県原子力環境安全連絡協議会開催
	9	原子力規制委員会は、玄海原子力発電所の基準地震動の追加（Ss-7）及び基準津波の変更に係る原子炉設置変更を許可
	10	「原子力発電所の安全確保に関する協定」及びこれに基づく覚書の全部改定（協定の当事者に九州電力㈱の親会社となるキューデンホールディングス㈱を追加）

〈第100回佐賀県原子力環境安全連絡協議会配布　リーフレット〉

昭和51年6月
玄海2号機
着工



昭和54年3月
米国スリーマイル島
原子力発電所事故



昭和50年10月
玄海1号機 営業運転開始



昭和50年1月
第1回 佐賀県原子力環境安全連絡協議会



昭和46年3月
玄海1号機 着工



昭和56年3月
玄海2号機自動停止
（給水制御弁故障）

1975
1974
1976
1979
第10回
協議会
1981

昭和49年4月 県が玄海
原発からの温排水影響
調査を開始

11月 県、玄海町が九州電力との間で
「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を締結

1972
昭和47年7月 県が玄海原発周辺の環境放射能調査を開始

1971
1970
1968
1965

昭和45年12月 国が玄海原子力
発電所の設置を許可

昭和43年6月 九州電力が
値賀崎への立地を正式決定

昭和40年4月 国が原子力発電所立地の
調査地点として玄海町値賀崎を決定

第100回
協議会

令和6年10月
SAGA2024
開催

2024
令和6年1月
能登半島地震

第90回
協議会

平成30年6月
玄海4号機 再稼働



（1）佐賀県原子力環境安全連絡協議会の歩み　（動画視聴）

令和7年7月30日、佐賀県原子力環境安全連絡協議会は第100回を迎えました。50年にわたり、100回。
さまざまな事故や自然災害からの教訓を注意深く確認し、法令や規制組織の変化に対応しながら、玄海原子力発電所の安全について問い続け、チェックし続けてきました。
半世紀にわたって地域の先人達が玄海原子力発電所と真摯に向き合い続けてきた記録が、ここにあります。

昭和56年3月
玄海2号機 営業運転開始



営業運転を開始
玄海原発2号機 全国で22番目

昭和57年4月 玄海2号機 自動停止
(所内変圧器異常)

9月 県、玄海町が玄海3、4
号機の増設を同意

1982

1983

昭和58年9月 玄海1号機
自動停止(落雷)

第20回協議会

1985

昭和60年3月
玄海1号機 自動停止
(所内電源母線短絡)

1986

昭和61年4月
旧ソ連チョルノービリ原子力発電所事故



史上最悪 ソ連の原発事故 死の灰大規模汚染も
住民に避難を勧告
化学爆発から炉心溶融?

平成元年11月
熱気球世界選手権
開幕

1989

平成元年1月
昭和から平成へ

第30回
協議会

平成2年1月
長崎自動車道
全線開通

1994

第40回
協議会

平成6年8月
佐賀商業高校
夏の甲子園で
初優勝

昭和60年8月
玄海3、4号機 着工



平成30年3月
玄海3号機 再稼働



玄海3号機 再稼働
新基準 5原発7基目
県内6年3カ月ぶり 発送電あす再開

10月 玄海4号機 自動停止
(作業ミスによる復水器の真空度低下)

平成24年9月
原子力規制委員会が発足

10月 唐津市と九州電力が
「唐津市域の安全確保に関する協定書」を
締結

8月 17市町と九州電力が
原子力防災高度化に関する協定を締結

2012

2013

平成23年12月
サガン鳥栖
J1初昇格

平成28年2月 伊万里市と九州電力が
「伊万里市民の安全確保に関する協定書」を締結

12月 第1回玄海原子力発電所の
再稼働に関して広く意見を聴く委員会、
第1回佐賀県原子力安全専門部会

平成25年7月
改正原子炉等規制法
(新規制基準)施行

2015

平成29年3月
玄海町長が玄海3、4号機の
再稼働に理解を表明

第80回
協議会

2016

平成27年4月
玄海1号機 運転終了



2017

4月 山口知事が臨時記者会見で
再稼働の判断を表明

2018

令和元年5月
平成から令和へ

2019

令和元年8月
佐賀豪雨

平成31年4月
玄海2号機 運転終了

令和2年1月
新型コロナウイルス
国内初確認

資料

平成6年3月
玄海3号機 営業運転開始



平成9年7月
玄海4号機 営業運転開始



平成11年9月
JCO東海事業所で臨界事故



平成7年1月 阪神・淡路大震災

平成8年7月
世界・焱の博覧会

平成10年7月
九州佐賀国際空港開港

第50回協議会

平成12年6月 原子力災害対策特別措置法施行

1995

1997

1999

2000

2002

平成13年4月
吉野ヶ里歴史公園開園

平成14年4月「佐賀県オフサイトセンター」運用開始

平成16年4月 九州電力が玄海3号機でプルサーマルの実施を決定

2004

5月 第59回協議会(プルサーマル計画等を説明)

第60回協議会

7月 玄海町が玄海2、3号機の再稼働に同意。
首相がストレステストを導入、
玄海町は再稼働の同意を撤回

2005

平成17年1月 新唐津市誕生(唐津市と7町村が合併)
※七山村はH18(2006)1月編入

平成19年8月
佐賀北高校
夏の甲子園で初優勝

3月 福岡県西方沖地震

3月 九州電力が定期検査中の玄海2、3号機の発電再開を延期

9月 国が玄海3号機のプルサーマル運転を許可

第70回協議会

2008

2009

平成20年6月 玄海4号機自動停止
(発電機固定子冷却水系統の不具合)

2011

平成21年12月
玄海3号機 国内初のプルサーマル商業運転



平成23年3月
東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故



資料

資料 2 原子力発電所の安全確保に関する協定書

佐賀県（以下「甲」という。）、玄海町（以下「乙」という。）、九州電力株式会社（以下「丙」という。）及びキューデンホールディングス株式会社（以下「丁」という。）は、丙が玄海町に設置する玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保等について、次のとおり協定を締結する。また、丁は、丙及び丁において原子力事業の安全確保が最優先事項であることを大前提に、丙が次の各条を確実に履行できるよう、必要な支援を行う。

（関係法令及び協定の遵守等）

第１条　丙及び丁は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令及びこの協定を遵守し、周辺地域住民の安全確保と周辺環境の保全のために万全を期するものとする。

２　丙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定等）

第２条　甲及び丙は、発電所周辺の環境放射能及び温排水に関する測定を実施する。

２　前項の測定については、あらかじめ甲、丙協議して定めるものとする。

３　甲及び乙は、丙の行う第１項の測定に立ち会うことができるものとする。

４　甲は、第１項の規定に基づき実施した甲及び丙の測定結果について公表するものとする。

（佐賀県原子力環境安全連絡協議会）

第３条　甲及び乙は、発電所の周辺地域における環境の保全と原子力に関する知識の普及を図ることを目的として佐賀県原子力環境安全連絡協議会を設置するものとする。

２　丙及び丁は、前項の協議会の運営については積極的に協力するものとする。

（事前了解等）

第４条　丙は、次に規定する場合は、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

(1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。

(3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。

(4) 廃止措置を講じようとするとき。

2　丙は、発電所の運転状態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲及び乙に対し、事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第５条　丙は、甲及び乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に又は甲及び乙の求めに応じ、連絡するものとする。

(1) 環境放射能の測定結果
(2) 温排水の測定結果
(3) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況
(4) 廃止措置の実施状況
(5) その他発電所の保守運営状況

2　丙は、甲及び乙に対し、発電所の安全確保に関する丁との協議状況について、必要に応じて連絡するものとする。

（異常時における連絡）

第６条　丙は、甲、乙及び唐津市に対し、次に掲げる場合は、発生時に連絡するものとする。

(1) 原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。
(2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
(3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
(4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
(5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
(6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
(7) その他緊急事態が発生したとき。

（立入調査）

第７条　甲及び乙は、前条各号に規定する場合及び周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、発電所施設内その他必要な場所に立入調査することができるものとする。

2　前項の立入調査を行う場合は、甲及び乙は丙又は丁に対し、立入者の職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

（措置の要請）
第８条　甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、丙又は丁に対し、国を通じ又は直接、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

（連絡の方法）
第９条　丙は、甲及び乙に対し、次に掲げるところにより連絡するものとする。
(1) 第４条第１項の事前了解を得ようとするとき並びに同条第２項及び第５条の連絡については、文書をもって行う。
(2) 第６条の連絡は、直ちに電話で行った後、文書をもって行う。
２　第６条の規定により、丙が、唐津市に連絡する場合は、前項第２号の規定を準用するものとする。

（損害の補償）
第10条　丙は、発電所の保守運営に起因して周辺地域住民に損害を与えた場合は、すみやかに補償するものとする。

（協定の改定）
第11条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁のいずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

（覚書）
第12条　この協定の施行に必要な事項については、甲、乙、丙及び丁による協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

（その他）
第13条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。

昭和４７年１１月　６日
昭和６２年１２月２８日　　一部改定
平成 元 年　７月２４日　　一部改定
平成１０年　６月　１日　　一部改定
平成１７年　１月　１日　　一部改定

平成２７年１１月１８日　　一部改定
令和　８年１０月　２日　　全部改定

甲　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県知事

乙　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦３４８番地
玄海町長

丙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員

丁　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
キューデンホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員

※　上記は最終改定時点の締結当事者

資料 3 原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書

佐賀県（以下「甲」という。）、玄海町（以下「乙」という。）、九州電力株式会社（以下「丙」という。）及びキューデンホールディングス株式会社（以下「丁」という。）は、原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1　丙は、周辺環境の保全のため、公害関係法規のみならず、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 大気汚染防止対策

補助ボイラーに使用する重油の含有いおう分は、０．５％以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策

イ　冷却水の取水口と放水口における温度差は、おおむね７℃以内とする。

ロ　冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないこととする。

ハ　排水については、排水処理施設出口において、次の排水処理基準に適合するよう処理する。

項　　目	基　準　値
水素イオン濃度	５．８～８．６
化学的酸素要求量	２０mg/ℓ以下
浮遊物質量	３０mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油）	日間平均　１mg/ℓ以下 （最大　２mg/ℓ以下）
処理施設排水量	５，７００㎥/日以下

(3) 騒音防止対策

騒音を発生するおそれのある機器については、高性能の消音装置の設置等により、騒音の低減に努め、周辺の生活環境を損なわないように措置する。

2　丙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲及び乙に報告する。

(1) 大気関係

補助ボイラーに使用する重油中の含有いおう分を毎月測定する。

(2) 水質関係

イ　取水口及び放水口において水温を連続測定する。

ロ　冷却水の放水口において残留塩素を毎日測定する。

ハ　排水処理施設出口において水素イオン濃度、化学的酸素要求量については、毎週１回以上、浮遊物質量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油）については、毎月１回以上測定する。

(3) 前記各号の測定は、日本産業規格に定める方法による。

3　甲及び丙は、協定書第２条第４項の測定結果についてクロスチェック等技術的事項の検討を行うものとする。

4　協定書第４条第１項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第４条第１項第１号に規定する発電用原子炉施設を変更しようとするときとは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「炉規法」という。）第４３条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第４３条の３の８第１項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合をいう。

(2) 協定書第４条第１項第４号に規定する廃止措置を講じようとするときとは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、炉規法第４３条の３の３４第２項の規定による認可（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第３項において準用する炉規法第１２条の６第３項の規定による変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。

5　協定書第５条第１項各号に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第５条第１項第１号の環境放射能の測定結果については、次により行う。

イ　モニタリングポイント	毎四半期
ロ　サーベイルート	毎半期
ハ　モニタリングポスト	毎月
ニ　環境試料	毎四半期

(2) 協定書第５条第１項第２号の温排水の測定結果については、年１回文書により行う。

(3) 協定書第５条第１項第３号の発電所職員等に対する教育訓練については、次により行う。

イ　実施計画	毎年度
ロ　実施状況	毎四半期

(4) 協定書第５条第１項第４号の廃止措置の実施状況については、次により行う。

イ　廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況	毎月
ロ　炉規法第４３条の３の３４第３項において準用する炉規法第１２条の６第３項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更	変更の都度

(5) 協定書第５条第１項第５号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。

イ　発電実績	毎月

ロ　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量
　　毎四半期
ハ　核燃料物質の状況
　　受入・払出状況　　その都度
　　消費状況　　毎月
　　管理状況　　毎半期（７月及び１月）
ニ　放射線管理の状況　　毎四半期、毎半期（５月及び11月）
ホ　放射性廃棄物の管理状況　　毎月
ヘ　定期検査の実施計画及びその結果　　定期検査の都度
ト　原子炉施設保安規定　　変更の都度
チ　炉規法第４３条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第４３条の３の８第４項に規定する変更
　　変更の都度

６　協定書第６条の異常時における連絡は、同条に規定するもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第６条第１号の廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第１１６条第２項第６号の規定により添付する書類に掲げる施設・設備及び機器をいう。

(2) 協定書第６条第１号の原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったときには、次に掲げる場合が該当するものとする。

イ　原子炉施設保安規定で定める放射性物質の放出管理目標値に照らして、異常な量の放射性物質を放出した場合又はそのおそれがある場合
ロ　燃料、原子炉冷却材圧力バウンダリの放射性物質障壁機能が喪失した場合
ハ　前記ロ以外の放射性物質を内包する系統、機器の放射性物質保持機能が喪失した場合
ニ　安全保護系、工学的安全施設等の安全系が作動した場合
ホ　安全保護系、工学的安全施設等の安全系の機能が喪失した場合
ヘ　その他安全上必要な構築物、系統及び機器等の機能喪失により、安全確保のための特別な措置を行う必要がある場合

(3) 協定書第６条第４号の特別の措置とは、電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号）第４４条に規定する医師の診察又は処置を行ったときとする。ただし、同条第１項第２号に該当する者に対して行ったときを除く。

(4) その他緊急事態として国へ報告する事項については、その都度速やかに報告するものとする。

７　協定書第９条第１項第２号に規定する文書による連絡は、１週間以内に行うものとする。

８　この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。

昭和４９年１２月２３日
昭和５２年　９月　２日　　一部改定
昭和５５年　２月　４日　　一部改定
昭和５５年　３月１４日　　一部改定
昭和５７年　３月３０日　　一部改定
昭和６２年１２月２８日　　一部改定
平成　元　年　７月２４日　　一部改定
平成　４年１２月２５日　　一部改定
平成１０年　６月　１日　　一部改定
平成１４年　４月　１日　　一部改定
平成１７年　１月　１日　　一部改定
平成２５年　７月　８日　　一部改定
平成２７年１１月１８日　　一部改定
令和　元　年１０月２５日　　一部改定
令和　８年１０月　２日　　全部改定

甲　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
　　佐賀県知事

乙　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦３４８番地
　　玄海町長

丙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
　　九州電力株式会社
　　代表取締役社長執行役員

丁　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
　　キューデンホールディングス株式会社
　　代表取締役社長執行役員

※　上記は最終改定時点の締結当事者

資料 4 原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書

佐賀県（以下「県」という。）と唐津市（以下「市」という。）は、市が九州電力株式会社玄海原子力発電所の所在する玄海町の隣接地域であることに鑑み、原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）に関し、下記のとおり確認する。

記

1　協定書の運用に当たっては、今後とも、県は、市の意向に十分配慮することとし、市は、本確認書に基づいて得た情報については、市民に対する説明責任を果たすものとする。

2　協定書第５条（平常時における連絡）に関し、県は、必要に応じ、連絡内容を市に通知するものとする。

3　協定書第７条（立入調査）に関し、市が玄海原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に立入調査を要請することができる。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は同行するものとする。

平成１８年　３月26日

佐　賀　県
佐賀県知事

唐　津　市
唐 津 市 長

資料 5 原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と伊万里市の覚書

佐賀県（以下「県」という。）と伊万里市（以下「市」という。）は、原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）に関し、下記のとおり確認する。

記

1　協定書の運用に当たっては、今後とも、県は、市の意向に十分配慮することとし、市は、本覚書に基づいて得た情報については、市民に対する説明責任を果たすものとする。

2　協定書第７条（立入調査）に関し、市が玄海原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に立入調査を要請することができる。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は同行するものとする。

平成２８年２月２日

佐　賀　県
佐賀県知事　　山　口　祥　義

伊 万 里 市
伊万里市長　　塚　部　芳　和

資料 6 唐津市域の安全確保に関する協定書

唐津市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲が玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の所在する玄海町の隣接市であり、かつ、発電所から半径５キロメートル内の緊急時に予防的防護措置を準備する区域(PAZ)になることを鑑み、住民の安全及び安心の確保を目的として、乙が佐賀県及び玄海町との間に締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を尊重のうえ、次のとおり協定を締結する。

（安全の確保）

第１条　乙は、発電所の保守運営に当たっては、原子力安全の確保に深層防護の追求が不可欠との原点に立ち、絶えず安全性向上の姿勢を保ち安全文化の徹底に取り組むものとする。

（県との確認書）

第２条　乙は、甲が佐賀県と取り交わしている「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」の趣意を尊重するものとする。

（重要事象の説明）

第３条　乙は、原子炉施設の変更等発電所の保守運営上重要な事象について佐賀県及び玄海町に説明を行うときは、遅滞なく、当該事象について甲に説明するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、乙に対し意見の申出ができるものとする。

（報道情報の事前連絡）

第４条　乙は、発電所に関して報道機関へ情報提供を行う場合は、事前にその内容を甲に連絡するものとする。

（情報の発受信）

第５条　甲及び乙は、相互の情報連絡を円滑に処理するため、あらかじめ発受信責任者及びその代行者を定めるものとする。

（損害の補償）

第６条　乙は、発電所の保守運営に起因して甲の地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。

（協定の改定）

第７条　この協定に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。

平成２４年１０月２３日

甲　佐賀県唐津市西城内１番１号
唐　津　市
唐津市長　坂　井　俊　之

乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力株式会社
代表取締役社長　瓜　生　道　明

資料 7 伊万里市民の安全確保に関する協定書

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、伊万里市民（以下「市民」という。）の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立って、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。

以上の基本認識に立ち、伊万里市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書（昭和４７年１１月６日）」を尊重のうえ、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第１条　乙は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、市民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

２　乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（事前説明等）

第２条　乙は、次に規定する場合は、甲に対し、事前説明を行うものとする。

(1)　発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2)　土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。

(3)　新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。

(4)　廃止措置を講じようとするとき。

２　甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、乙に対し意見の申出ができるものとし、この場合において、乙は誠意をもって対応する。

（報道情報の事前連絡）

第３条　乙は、発電所に関して報道機関へ情報提供を行う場合は、事前にその内容を甲に連絡するものとする。

（非常時の連絡）

第４条　乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１０条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2)　原災法第１５条第１項各号に掲げる場合

（異常時の連絡）

第５条　乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

(1)　原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。

(2)　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(3)　発電所敷地内において火災が発生したとき。

(4)　放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。

(5)　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

(6)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(7)　その他緊急事態が発生したとき。

（平常時の情報提供）

第６条　乙は、甲に対し、次の各号に掲げる佐賀県に行う定期的な連絡について、その写しを提出するものとする。

(1)　環境放射能の測定結果

(2)　温排水の測定結果

(3)　発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況

(4)　廃止措置の実施状況

(5)　その他発電所の保守運営状況

（連絡の方法）

第７条　第２条の事前説明及び第６条の平常時の情報提供は、文書をもって行う。

２　第３条、第４条及び第５条の乙の連絡は、電話及びファックス等をもって行う。

３　甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（立入調査への同行）

第８条　乙は、甲が佐賀県の立入調査に同行する場合、これを受け入れるものとする。

（防災対策の充実）

第９条　乙は、甲が発電所に係る甲の地域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力するものとする。

（損害の補償）

第１０条　乙は、市民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和３６年法律第１４７号）に基づき、速やかに補償するものとする。

なお「発電所の運転等により原子力損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとし、公正な第三者機関において、相当因果関係が認められたものとする。

（協定の改定）

第１１条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年２月２日

甲　　佐賀県伊万里市立花町１３５５番地１
伊万里市
伊万里市長　　塚　部　芳　和

乙　　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力株式会社
代表取締役社長　　瓜　生　道　明